

令和元年 11 月 21 日

現場説明の質問に対する回答書

入札参加者 様

環境創造局下水道設備課長

松本 信幸

工 事 名	栄第一水再生センター第 1 系列（2/2）沈殿池等設備工事				
調達公告日	11 月 5 日	調達公告番号	第 152 号	契約番号	1921010455

現場説明に対する質問及び回答は次のとおりです。

質問要旨	回答
1. 施工条件の明示内容について、その他未契約工事 3 件とあります。また、制約条件の具体的内容において本工事の期間中、関連土木・機械・電気工事の予定があるとの記載があります。上記関連工事の内容、各々の工期、及び各々の工事の想定される現場施工期間についてご教示下さい。	1. 別途工事は以下を想定しています。 なお、各現場施工期間については、契約後の調整とします。 ・反応タンク設備工事 工期：令和元年 12 月～令和 3 年 3 月 概要：反応タンク 1 系機械設備工事 ・電気設備工事 工期：令和元年 2 月～令和 3 年 3 月 概要：1 系水処理電気設備工事等 ・土木工事 工期：令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月 概要：1 系沈殿池防食及び 1 系反応タンク躯体改造
2. 上記各々の施工期間において、想定される本工事の現場着工時期、及び施工期間についてご教示下さい。	2. 本工事は令和 2 年 4 月早々の撤去工事着工を想定しています。施工期間は設計書の通りです。
3. 本工事において、防食塗装或いは防食補修箇所等があれば、その範囲及び防食塗装の種類をご教示下さい。	3. 別途工事を予定しています。

<p>4. 施工に際しては、初沈 4 水路・終沈 4 水路は空の状態にすることはできますでしょうか。また初沈は、流出部からの汚水流入はないものと考えて宜しいでしょうか。止水が必要な場合、設計変更の対象と考えますが、宜しいでしょうか。</p>	<p>4. 第 1 系列全池停止を想定しています。流出部からの汚水流入に備えて土のう等での止水対応を想定しています。特別な止水が必要な場合は、別途変更の協議とします。</p>
<p>5. 沈澱池内の終沈汚泥引抜管延長が図面上(12/57)では約 1,800mm、スケルトン(27/57)では 450mm となっていますがどちらが正でしょうか。約 1,800mm が正の場合、設計変更の対象となりますでしょうか。(撤去も同等)</p>	<p>5. スケルトン図(27/57)を正とします。契約後、現場調査を実施し、取り合いについては別途協議とします。</p>
<p>6. 今回壁貫通部箇所は(27/57)返送汚泥管(3)の 1 か所のみで宜しいでしょうか。</p>	<p>6. 発注図の通りです。</p>
<p>7. 汚泥かき寄せ機付属の蛇行検出収納盤は、図面 6/57 及び図面 11/57 より、初沈・終沈とも 2 池につき各 1 面と考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>7. その通りです。</p>
<p>8. No. 13-1～No. 14-2 初沈汚泥引抜弁において、初沈汚泥引抜弁電磁弁収納箱が図面 8/57 に“今回”、図面 35/57 に“撤去”と記載されています。特記仕様書には記載がありませんが今回の施工範囲と考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>8. その通りです。</p>
<p>9. 鋼製品の撤去において、スプレーノズル点検歩廊の記載が平面図(38/57)にはありますが、断面図(39/57)には記載がありません。今回の撤去範囲と考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>9. その通りです。</p>

<p>10. 返送汚泥管撤去の際には、他系列からの返送汚泥の流入はないものとして考えて宜しいでしょうか。図面(49/57), (50/57)</p>	<p>10. 他系列からの流入は想定していません。契約後、現地調査により、必要な施工について協議とします。</p>
<p>11. 反応槽への返送汚泥管貫通部(図面番号(21/57)⑰⑱⑲通り)は今回施工範囲と考えますでしょうか</p>	<p>11. 発注図の通りです。</p>
<p>12. 「施工条件について〔特記仕様書 25p〕」今回の施工対象池で同時に施工可能な組合せを御教示願います。 【今回施工対象池】 ① 1系 No. 13 初沈 ② 1系 No. 14 初沈 ③ 1系 No. 13 終沈 ④ 1系 No. 14 終沈</p>	<p>12. 全池同時施工が可能です。</p>
<p>13. 「鋼製架台工について〔特記仕様書 12p〕」配管貫通部仕舞蓋の設置場所及び寸法を御教示いただけますでしょうか。</p>	<p>13. 配管貫通部仕舞蓋については、以下を想定しています。 設置場所：返送汚泥管貫通部 (18/57 F-G 通り中間) 寸法 : □700、PL3.2</p>
<p>14. 「着色部の確認について〔図面 11/57〕」地下 1 階終沈平面図の通り芯 22～24 間にて、通り芯 F-G と、通り芯 G-H の四角形(7m 角程度)が、何を示すものか御教示願います。</p>	<p>14. 着色の誤記です。黒線とします。</p>
<p>15. 「着色部の確認について〔図面 38/57〕」地下 1 階終沈平面図(撤去)の通り芯 26～27 間にて、通り芯 F-H に丸形の着色が 4 箇所ありますが、何を示すものか御教示願います。</p>	<p>15. 池上に設置されている汚泥かき寄せ機用緊張装置です。</p>

<p>16. 池運転停止について①〔図面 2/57、特記仕様書 25 頁〕 最初沈殿池及び最終沈殿池共に、2 池 (No. 13 と No. 14 池) 同時に施工可能と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>16. その通りです。</p>
<p>17. 池運転停止について②〔図面 2/57、特記仕様書 25 頁〕 Φ150 初沈汚泥引抜集合管及び終沈Φ500 汚泥引抜集合管について、No. 12 池と No. 13 池の間に止水弁がありません。施工に際し、関連する設備の運転を停止することが可能と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>17. その通りです。短期間の停止は可能です。詳細は契約後の協議とします。</p>
<p>18. 消泡ノズルの口径について〔図面 28/43〕 アイソメ図(2)の消泡水管に消泡ノズル 15A との記載がありますが、一般仕様書 2-5-1 頁では消泡ノズル取付け口径が PT3/4 又は PT3/8 となっています。取付け口径 PT3/4 (20A) を採用してもよろしいでしょうか。</p>	<p>18. 一般仕様書に合わせ PT3/4 とします。</p>
<p>19. 計装用空気の更新について〔図面 8/57、9/57、14/57〕 計装用空気の更新について、図面 8/57 及び 9/57 の初沈汚泥引抜管用は機器付属の記載がありますが、図面 14/57 の No. 13-1～No. 14-2 汚泥引抜調節弁については特に記載がありません。No. 13-1～No. 14-2 汚泥引抜調節弁用の計装用空気の更新も機器付属でしょうか。</p>	<p>19. その通りです。</p>

<p>20. 現地施工期間について〔特記仕様書25頁〕 予定されている撤去工事期間と据付工事期間をご教示ください。</p>	<p>20. 回答2のとおりとし、詳細は契約後の協議とします。</p>
<p>21. 防食補修について〔特記仕様書25頁〕 本工事の期間中に土木工事の予定があるとのことですが、機器類の据付により土木工事で施工した防食補修が必要となる箇所はありますか。</p>	<p>21. 本工事で想定していません。工程により必要が生じた場合は別途協議とします。</p>
<p>22. 鋳鉄管材料について〔図面 27/57、28/57、56/57〕 メカニカル直管の内面は、更新用の鋳鉄管材料がエポキシ樹脂粉体塗装、撤去する鋳鉄管材料がモルタルライニングと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>22. 更新用の仕様は一般仕様書のとおりです。撤去材についての内面仕様は不明です。</p>
<p>23. 特記仕様書 P6、P7(スクリー式渦巻ポンプ(1)、(2)) スクリー式渦巻ポンプ(1)、(2)共に速度調整が「有り」となっていますが、どのような指標に対し速度制御を行うのか、ご教示下さい。</p>	<p>23. 返送率や汚泥引抜量などの設定にもとづき、別途電気工事側からの指令により速度制御する想定です。</p>
<p>24. 特記仕様書 P25(施工条件の明示内容) 本工事の施工について、他関連工事に先行して撤去・据付工事等を実施する必要はございますか。必要な場合、想定されている時期、及び範囲についてご教示下さい。</p>	<p>24. 別途発注予定の土木工事に伴う防食施工等について、先行して撤去作業を行う必要があります。時期については、回答2の通りです。</p>
<p>25. 本工事を施工するにあたり、施工時期・工程等に制約事項はございますか。</p>	<p>25. 施工条件の明示の通りです。</p>

<p>26. その他未契約工事が3件と記載がありますが、3件の内容、工期及び施工時期についてご教示下さい。</p>	<p>26. 回答1の通りです。</p>
<p>27. 施工時間について、平日の8時30分から17時00分とする事との記載がございます。上記以外の時間帯等の施工は基本的に出来ないとの事ですが、本工事につきましては残業等は一切出来ない条件があるという認識でよろしいでしょうか。また、同処理場他関連工事につきましても、同様の制約がかかるのかどうか、ご教示下さい。</p>	<p>27. その通りです。</p>